

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 :
代表者及び住所

フジパスク株式会社
東京都世田谷区上馬4-2-5
代表取締役 小林 秀行、代表取締役 田口 清也
2. 指名停止措置期間 :

令和7年6月20日から令和7年10月19日まで(4ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 :

近畿地方整備局管内
4. 事実概要 :

フジパスク株式会社は、建設業者から特定地下式PS工事の見積依頼があった場合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メーカー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにし、特定地下式PS工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、当該業者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
5. 指名停止措置理由 :

フジパスク株式会社が独占禁止法の規定により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止4ヶ月を適用する。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

(独占禁止法違反行為)
5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局
総務部契約課 TEL : 06-6942-1141
契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)
建設専門官 早川 健 (内線 2512)